

## 信用リスク管理態勢

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

項目	リスク管理態勢のチェック項目	金融検査マニュアル リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	論点等	評定における着眼点
I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	(1)金融機関全体の経営方針に沿った戦略目標の明確化	(1) 金融機関全体の経営方針等に沿った融資部門等の戦略目標が明確に定められているか。 融資部門等の戦略目標は、特定の業種又は特定のグループなどに対する短期的な収益確保を目的とした信用リスクの集中を排除するなど、信用リスク管理の観点から適切なものとなっているか。	◎	経営陣による統制	融資部門等の戦略目標の検証に当たり、経営判断に関する事項に過度に立ち入らないようにするには、どのような点に留意すべきか。	
	(2)取締役のリスク管理の理解及び認識等	(2) 取締役は、貸出金のみならず信用リスクを有する資産及びオーバランス項目(市場取引に係る信用リスクを含む。)を統合した上で、金融機関と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として管理することの信用リスク管理上の必要性について理解しているか。 また、取締役は、信用リスクの管理手法(信用格付の内容及びポートフォリオ管理を含む。)及びモニタリング手法を理解し、信用格付、ポートフォリオ管理及び自己査定についての信用リスク管理上の必要性について認識しているか。特に担当取締役は、深い理解と認識を有しているか。 さらに、取締役会が、償却・引当額の水準が信用リスクに見合った十分なものとなっているかを検証しているか。 なお、取締役会は、信用リスクの計量化を経営に活用している場合には、計量化の手法、データの整備状況、信用リスク量と自己資本との関係等の利用上の留意点について、理解しているか。	◎		・取締役が、どの程度適切に信用リスクを認識しているか は、重要事項ではあるが、経営資質の評価に過度に立ち入らないようにするために留意すべき点は何か。 ・経営陣が、自らの自己査定の能力に弱点があることを認識し、予め多くの償却・引当額を見積もっていたために、当局の検査によって自己査定が不正確であることが判明したにもかかわらず、結果的に追加の償却・引当が生じないような場合、評定上どのような取扱いとするべきか。 ・信用格付に基づく適正な信用リスク量を踏まえた金利体系の構築状況及び取組み状況については、金融機関の収益管理として重要であるが、信用リスク管理上留意すべき点や金融機関の規模・特性を踏まえて留意すべき点はなにか。	
	(3)信用リスク管理の方針の確立	(3) 取締役会は、戦略目標を踏まえた信用リスク管理の方針を定めているか。 また、信用リスク管理のため、融資の対象、信用格付の基準、ポートフォリオの管理方針(特定の業種又は特定のグループに対する与信限度額の設定などによる与信集中の防止など)、決裁権限などが規定されたクレジット・ポリシーが定められているか。	◎		リスク管理方針やクレジット・ポリシーの検証に当たり、経営判断に関する事項に過度に立ち入らないようにするには、どのような点に留意すべきか。	
	(4)リスク管理のための組織の整備	(4) 取締役会は、例えば、営業推進部門と審査管理部門の分離などによる営業推進部門の影響を受けない適切な審査管理体制の構築、あるいは与信監査部門及びリスク管理部門の設置などによる適切な与信管理体制の構築などにより、信用リスクを適切に管理する体制を整備しているか。	◎		金融機関の規模等によって、営業推進部門と審査管理部門との分離、与信監査部門等の設置が、困難な場合において、実効性のあるリスク管理体制とは、どのようなものがあるか。	
	(5)取締役会等に対するリスク状況の報告と組織全体の意思決定への活用	(5) 取締役会等は、定期的に信用リスクの状況(特定の業種又は特定のグループに対する与信集中の状況を含む。)の報告を受け、把握されたリスク情報を基に、信用リスク管理の方針の遵守状況を検証しているか。 また、代表取締役は、定期的な報告のほか、必要に応じ随時信用リスクの状況の報告を受け、取締役会で定められた方針に従って、必要な意思決定を行い、リスク分散による信用リスク量の軽減の指示を行うなど、リスク情報をリスク管理のために活用しているか。	◎		代表取締役の役割として金融検査マニュアルに記載されている以外の事項で評定を行って、織り込むべき事項はないか。	
2. 管理者の認識及び役割	(1)リスク管理のための規定の整備	(1) 管理者は、信用リスク管理の方針に従って、取締役会等の承認を得た上で信用リスク管理のための規定を整備し、当該規定を必要に応じて見直しているか。 また、信用リスク管理のための規定には、融資の対象、信用格付、ポートフォリオ管理、決裁権限、審査の方針、与信監査の方法などが定められているか。	△	内部管理		
	(2)リスク管理の適切な実行	(2) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定に従い、各部門において、適切に信用リスク管理を実行するとともに、リスク管理についての責任を負っているか。 なお、信用リスク管理のためには、信用格付に応じ内部モデル等を使用して信用リスクの計量化を行い、適正な収益の確保、経営資源の配分、自己資本に見合った信用リスクリミットの設定などを行うことが望ましい。 この場合、システム面での十分なサポートが行われていることが望ましい。	○		上記1.(2)同様に、信用格付に基づく適正な信用リスク量を踏まえた金利体系の構築状況及び取組み状況については、金融機関の収益管理として重要であるが、管理者のレベルにおいて信用リスク管理上留意すべき点や金融機関の規模・特性を踏まえて留意すべき点はなにか。	

※網掛け部分は、経営管理にかかる項目

## 信用リスク管理態勢

**【優先度】**  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

金融検査マニュアル		評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	論 点 等	評定における着眼点
項目	リスク管理態勢のチェック項目				
II. 適切なリスク管理態勢の確立 1.リスクの認識と評価	(1)統合的なリスク管理体制の確立	(1) 信用リスク管理に当たっては、金融機関と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として管理する体制となっているか。 また、貸出金のみならず信用リスクを有する資産及びオフバランス項目(市場取引に係る信用リスクを含む。)について、統合的に管理する体制となっているか。	◎	大規模かつ複雑なリスクを抱える金融機関に対して評定を行際には、いわゆる「統合リスク管理」の観点を織り込む必要があるか。	
	(2)新商品、新規業務に係る評価	(2) 新商品、新規業務の導入に当たっては、信用リスクの存在等について、リスク管理部門による評価が行われ、必要に応じて法務担当部門及び内部監査部門等の意見を踏まえた上で、リスクの評価結果を取締役会等に報告し、新商品、新規業務の導入について承認を受けているか。	△		
2.審査管理	(1)審査管理体制の整備	(1) 審査管理部門は、例えば、営業推進部門から独立し、審査管理部門の担当取締役は営業推進部門の取締役が兼務していないなど、営業推進部門の影響を受けない体制となっているか。 なお、審査管理部門が営業推進部門から独立していない場合及び審査管理部門の担当取締役が営業推進部門の取締役と兼務している場合には、適切な審査管理を行うための牽制機能が確保されているか。	◎	金融機関の規模等によって、営業推進部門と審査管理部門との分離が、困難な場合において、実効性のあるリスク管理体制とは、どのようなものがあるか。	
	(2)審査管理体制の役割	(2) 審査管理部門により、与信先の財務状況、資金用途、返済財源等が的確に把握され、これに基づき信用格付の正確性が検証されるなど、適切な審査管理が行われているか。 また、審査管理部門により、営業推進部門において、審査管理部門の指示が適切に実行されているか、健全な融資態度(健全な事業を営む融資先、特に中小・零細企業等に対する円滑な資金供給の実行、投機的不動産融資や過剰な融資等の禁止、及び反社会的勢力に対する資金供給の拒絶などを含む。)が確立されているか、不適切な資金回収が行われていないかなどの検証が行われているか。 さらに、審査管理部門が、営業推進部門に対して、健全な事業を営む融資先の技術力・販売力・成長性等や事業そのものの採算性・将来性を重視し、担保や個人保証に依存しきすぎないよう周知徹底を図るとともに、営業推進部門が適切に実行しているか、また、当局が定める金融検査マニュアルを理由に、健全な事業を営む融資先に対する資金供給の拒否や資金回収を行うなどの不適切な取扱いを行わないよう周知徹底を図るとともに、営業推進部門が不適切な取扱いを行っていないかなどを検証しているか。	◎	審査管理態勢の役割として、特に、「中小企業融資」の評定項目として織り込むべき項目として、どのような事項があるか。 また、「中小企業融資」にかかわらず共通事項として、評定を行う上で留意すべき点はなにか。	
3.与信管理	(1)与信管理体制の整備	(1) 営業推進部門及び審査管理部門においては、与信先の業況推移等の状況等について、金融機関と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として与信管理が行われる体制となっているか。特に、大口信用供与先については、金融機関の信用供与額と連結対象子会社及び持分法適用会社の信用供与額とを合算の上、適切に管理しているか。 また、償却・引当額の水準を検証する部門が定められ、当該部門が償却・引当額の水準が信用リスクに見合ったものとなっているかを検証するとともに、償却・引当額を正確に取締役会に報告しているか。 さらに、ポートフォリオの状況(特定の業種又は特定のグループに対する与信集中の状況などを)を管理する部門が定められ、当該部門が適切なポートフォリオ管理を行うとともに、ポートフォリオの状況を定期的に取締役会等に報告しているか。	◎	・与信限度額の設定状況及び遵守状況について、評定上の項目とする必要はないか。 ・大口与信先に対する与信管理態勢についても、評定上の項目とする必要はないか。 ・問題債権に陥ることを未然に防止するための金融機関の取組み状況・姿勢について、評定上の項目とする必要はないか。	
	(2)与信監査部門の整備	(2) 信用格付の正確性、与信先の与信管理などの与信管理の状況を検証する与信監査部門が定められ、当該部門が与信管理の適切性について検証するとともに検証結果を取締役会等に報告しているか。なお、営業推進部門又は審査管理部門がポートフォリオ管理を行っている場合には、与信監査部門がポートフォリオ管理の適切性についても検証しているか。 また、国際統一基準適用金融機関にあっては、与信監査部門が専担の体制(リスク管理部門が与信監査を行う体制を含む)となっているか。 なお、国内基準適用金融機関にあっても、与信監査部門は専担の体制となっていることが望ましい。	◎	与信監査(内部監査)については、リスク管理(共通)において取り上げられている検証項目であるが、改めて信用リスク管理においても評定事項とする必要があるか。	

※網掛け部分は、経営管理にかかる項目

## 信用リスク管理態勢

【優先度】  
 ◎最重要項目  
 ○重要項目  
 △それ以外の項目

項目	リスク管理態勢のチェック項目	金融検査マニュアル	評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	論点等	評定における着眼点
		リスク管理態勢のチェック項目に係る説明				
	(3)リスク管理部門の役割	(3) 信用リスクを有する資産及びオーバランス項目を統合して管理を行うリスク管理部門が定められ、信用リスクの統合的な管理が行われているか。 また、国際統一基準適用金融機関にあっては、リスク管理部門が専担の体制(リスク管理部門が与信監査を行う体制を含む)となっているか。 なお、国内基準適用金融機関にあっても、リスク管理部門は専担の体制となっていることが望ましい。	○		金融機関の規模・特性に応じた評定を行う上で留意すべき点はなにか。	
4.問題債権の管理	(1)問題債権の管理体制の整備	(1) 問題債権の管理・回収を担当する部門が定められ、問題債権の適切な管理が行われているか。 また、問題債権として特に管理が必要な債権の範囲が特定されているか。 さらに、国際統一基準適用金融機関にあっては、問題債権を管理・回収する部門が専担の体制となっているか。なお、国内基準適用金融機関にあっても、問題債権を管理・回収する部門は専担の体制となっていることが望ましい。	○	内部管理	・パルク処理等のオーバランス処理への取組み姿勢についても評定事項とする必要があるか。 ・事業再生に向けた取組みについて、評定上どのような点に留意する必要があるか。 ・特に、「中小企業融資」の評定項目として織り込むべき項目として、どのような事項があるか。	
	(2)問題債権の管理部門の役割	(2) 問題債権の管理・回収部門により、問題先に対する取組方針が明確化され、問題先の経営状況等が管理されているか。 また、問題先への取組方針に基づき、適切な再建策の指導又は整理・回収が行われているか。	○			
5.自己査定	「信用リスク検査用マニュアル」参照。		◎		「資産内容」の項目において別途検討。	
6.償却・引当	「信用リスク検査用マニュアル」参照。		◎			

前回当局検査指摘事項の改善状況等		◎	内部管理	・前回当局検査指摘事項等の改善状況を評価項目に加えるべきか。 現に行われている金融検査においても必ず検証される項目。なお、英ARROWでも、「監督当局との関係」の1要素として挙げられている。	
------------------	--	---	------	--	--